

都道府県・ 政令指定都市名	09 栃木県
------------------	--------

時点：2024年4月1日（特に記述のある場合を除く）

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課（室）名	生活文化スポーツ部人権男女共同参画課
担 当 職 員 数	9 人（専任 7 人、兼任 2 人）

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議（推進体制）

名 称	栃木県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日（西 暦）・根 拠	1996年7月9日 根拠： 栃木県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 関、懇 談 会 等 の 名 称	栃木県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日（西 暦）	2003年4月1日
構 成 員	19 人（女性 11 人、男性 8 人）

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間（西 暦）	2021 年 4 月 ～ 2026 年 3 月		
名 称	とちぎ男女共同参画プラン[5期計画]		
改定・見直しの予定時期	2026年4月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）の推進計画と一体である			
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	2		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	栃木県男女共同参画推進条例	
	公 布 日（西 暦）	2002年12月27日	
	施 行 日（西 暦）	2003年4月1日	
	最 終 改 正 日（西暦）	2018年4月1日	
	改 正 内 容	審議会の委員の任期を変更	
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期（西暦）：		0 年 0 月
	1. 制定等について検討中 具体的な状況：		
	2. 特に検討していない		

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他（西暦）	
目 標 値	(西暦)	2025 年度まで	40 %	
根 拠	とちぎ行革プラン2021、とちぎ男女共同参画プラン五期計画(令和3(2021)年2月)			
目標設定の対象である審議会等の範囲		地方自治法第202条の3に基づく審議会等		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(68)うち女性委員を含む審議会等数(68)	
	延総委員等数(1,088)		延女性委員等数(395)	女性比率(36.3)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(68)うち女性委員を含む審議会等数(68)	
	延総委員等数(1,088)		延女性委員等数(395)	女性比率(36.3)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(36)うち女性委員を含む審議会等数(36)	
	延総委員等数(712)		延女性委員等数(234)	女性比率(32.9)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(8)うち女性委員を含む審議会等数(8)	
	延総委員等数(51)		延女性委員等数(16)	女性比率(31.4)
目標値以外の目標設定				
女性登用 方 策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1	有の場合、1. 公表 2. 非公表 2
	人材名簿が有る場合	掲載人数	410 人	(2024 年 4 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	()	

問7 女性公務員の採用・登用状況

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他（西暦）										
問7-1 管理職の在職状況													
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人)	うち女性 管理職数 (人)	女性比率 (%)	部局長相当職 (人)	うち女性 数(D)	女性 比率(%)	次長相当職 (人)	うち女性 数(F)	女性 比率(%)	課長相当職 (人)	うち女性 数(H)	女性 比率(%)
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)			(E)			(G)		
本庁	計	277	35	12.6	21	1	4.8	25	2	8.0	231	32	13.9
	うち一般行政職	149	28	18.8	14	1	7.1	18	2	11.1	117	25	21.4
支庁・地方事務所等	計	261	30	11.5	6	1	16.7	23	3	13.0	232	26	11.2
	うち一般行政職	100	17	17.0	5	1	20.0	10	2	20.0	85	14	16.5
全体	計	538	65	12.1	27	2	7.4	48	5	10.4	463	58	12.5
	うち一般行政職	249	45	18.1	19	2	10.5	28	4	14.3	202	39	19.3
再掲	警察関係	81	1	1.2	3	0	0.0	0	0		78	1	1.3
	教育委員会	58	11	19.0	5	1	20.0	0	0		53	10	18.9

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)			
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	364	66	18.1	693	126	18.2	
	うち一般行政職	140	47	33.6	225	90	40.0	
支庁・地方事務所等	計	499	176	35.3	1,069	295	27.6	
	うち一般行政職	241	143	59.3	348	213	61.2	
全体	計	863	242	28.0	1,762	421	23.9	
	うち一般行政職	381	190	49.9	573	303	52.9	
再掲	警察関係	380	54	14.2	981	95	9.7	
	教育委員会	312	157	50.3	369	205	55.6	

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	61	3	4.9	78	14	17.9	163	38	23.3
	うち一般行政職	28	2	7.1	33	10	30.3	75	27	36.0
支庁・地方事務所等	計	36	7	19.4	73	34	46.6	184	63	34.2
	うち一般行政職	16	5	31.3	33	25	75.8	59	27	45.8
全体	計	97	10	10.3	151	48	31.8	347	101	29.1
	うち一般行政職	44	7	15.9	66	35	53.0	134	54	40.3
再掲	警察関係	12	0	0.0	40	8	20.0	75	9	12.0
	教育委員会	9	2	22.2	36	22	61.1	19	11	57.9

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○		○			○	◎	○	○	○	
課長補佐相当職	○		○			○	◎	○	○	○	出向及び派遣歴は考慮するが遠隔地とは限らない(警察)
係長相当職	○		○			○	◎	○	○	○	出向及び派遣歴は考慮するが遠隔地とは限らない(警察)

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

				全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験				2,311	214	9.3
昇格試験				0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体		328	139	42.4
うち上級	うち一般行政職	227	92	40.5
	うち上級	116	65	56.0
	うち上級	81	39	48.1
うち警察関係	うち上級	86	13	15.1
	うち上級	40	10	25.0

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	職員旧姓使用取扱要領
該当部分の条文(本文)	(趣旨) 第1条 この要領は、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた職員が、職務に関し、改姓前の戸籍上の氏を使用すること(以下「旧姓使用」という。))について必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用ができる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる文書等について、旧姓使用を行うことができるものとする。 (1) 職場における呼称 (2) 座席表 (3) 職員録 (4) 胸章 (5) 復命書その他栃木県職員服務規程(昭和39年訓令第5号)に別記様式として掲げるもの(採用、退職又は退職に係るものを除く。) (6) 起案文書その他栃木県文書等取扱規程(平成13年訓令第1号)に別記様式として掲げるもの (7) 前各号に掲げるもののほか、公権力の行使又は公務員としての身分の証明に関わらない軽易な文書等 (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓使用を行おうとするときは、旧姓使用届(別記様式第1号)により、所属長を経て、人事課長に届け出なければならない。 (旧姓使用の中止) 第4条 前条の申出をした職員が、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(別記様式第2号)により、所属長を経て、人事課長に届け出なければならない。 (責務) 第5条 所属長は、職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 職員は、旧姓使用に当たり、県民、職員等に誤解や混乱を生じないように努めなければならない。 (委任) 第6条 この要領に定めるもののほか、職員の旧姓使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。 附 則 この要領は、平成18年1月4日から施行する。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局職員数(人)			うち管理職数(人)		
	うち女性数(人)	女性比率(%)		うち女性数(人)	女性比率(%)
41	3	7.3	5	0	0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	とちぎ男女共同参画センター		愛称・通称	ハルティ	
設置年月日(西暦)	1996年4月1日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：320-0071 住 所：栃木県宇都宮市野沢町4-1 電話番号：028-665-8323 FAX番号：028-665-8325 ホームページ: https://parti.jp/				
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) ○ 指定管理者(名称: 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名: とちぎ男女共同参画センター) ○ 指定管理者(名称: 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団) その他()				
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員) 15 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員) 19 人	予算額	2024年度 162,706 千円	
主な事業 男女共同参画・女性に関するもの ※ 実施しているもの:○	○ 1. 広報啓発(主な事項 情報誌「ハルティ」、講座案内の発行、新聞広告の掲載) ○ 2. 講座(主な事項: 男女共同参画セミナー、キャリア・マネジメント講座、とちぎウーマン応援塾、出張セミナー等) ○ 3. 相談事業(主な事項 一般相談、配偶者暴力相談、法律相談、就職相談、不妊相談等) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 情報ライブラリーの運営、情報レファレンス) ○ 5. 苦情処理(主な事項) ○ 6. 交流促進(主な事項 フェスタinハルティ) ○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 交流サロン会議、女性団体交流会の開催) ○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:) ○ 9. 調査研究(主な事項 男女共同参画社会の実現に向けた各種調査) ○ 10. その他(主な事項: 事業開催時の一時保育)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人とちぎ男女共同参画財団		基金・基本財産額	38,000 千円
設置年月日(西暦)	1995年6月1日	出資者	栃木県	

2つある場合

名 称			基金・基本財産額	0 千円
設置年月日(西暦)		出資者		

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有 問10-2 名称等: 栃木県女性団体連絡協議会 2. 無	加盟団体数	11	
			会 員 数		
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1	1. 有 2. 無			
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 ○ 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [内容:]				

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 概 要 : ○ 7. その他 { 内容: とちぎ女性活躍応援団の運営	
--	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施 ○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
--

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 [内容:]
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	2023年度予算 (千円)	2024年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	262,206	319,968	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.03 %	0.03 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	3,759	17,652	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定		
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○		
	②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○		
	⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
	⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩	短時間正社員制度の導入			
	⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度	
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1	
選定等の基準	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
	3	役員に占める女性割合に関する項目		○
	4	管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
	6	その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9	短時間正社員制度の導入	○	○
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
	12	その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ宣言(4、5、7、8、10)、とちぎ働きやすい企業(1、4、5、7、10、11)、男女生き生き企業(2、3、4、6、7、8、9、10)

→ 「企業の表彰制度」の具体的名称

男女生き生き企業表彰制度(2、3、4、6、7、8、9、10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある

2 現在はないが、今後検討する

1

→

女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称

「とちぎ女性活躍応援団」企画委員会

上記以外の具体的名称

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名 称	男女共同参画に関する年次報告
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①県広報媒体による男女共同参画に関する情報提供 ・ ②防災ハンドブックによる普及啓発 ・ ③DV防止啓発ハンドブックによる普及啓発 ・ ④パープルリボン啓発事業 ・ ⑤男性の家事分担促進事業 ・ ⑥G7男女共同参画推進事業 ・ ⑦とも家事推進・啓発事業 ・ ・	①テレビ、ラジオを用いた各種広報 ②平時における備蓄物について、これまでの災害で起きた事例、避難所での過ごし方、避難所での犯罪の実情等を記載したハンドブックを活用し、男女共同参画の視点からの防災について正しい理解を深めることを目的に啓発を実施 ③DVについて正しい理解を深めることを目的に啓発を実施 ④パープルリボングッズの配布 ⑤男性の家事参画や企業内意識改革のため、企業へ家事講座の講師派遣 ⑥G7開催を受けて固定的な性別役割分担意識の解消を目的とした中高生向け研修の実施 ⑦11月22日を栃木県における「とも家事の日」と定め、家事分担や家事時間削減に向けた取組を実施	⑤160名以上	②随時 ④11月 ⑤9月から3月 ⑥6月 ⑦7月～12月
2. 表彰 ・ ①男女生き生き企業認定・表彰制度 ・ ・	①女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む認定企業の表彰		①12月
3. 講座 ・ ①「とちぎ県民のつどい」県民講座 ・ ②とちぎウーマン応援塾 ・ ③男女共同参画スキルアップ講座 ・ ④キャリア・マネジメント講座 ・ ⑤男女共同参画セミナー公開講座2024 ・ ⑥不妊・不育専門相談センター「助産師による相談会」 ・ ⑦女性への暴力を考える講演会 ・ ⑧イクメン応援事業 ・ ⑨出張セミナー ・ ⑩若年層に対する性暴力等被害防止のための出張セミナー ・ ⑪若者のキャリアデザイン講座 ・ ⑫男性のワーク・ライフ・バランス講座 ・ ⑬男性の自立支援講座	①男女共同参画に対する理解を深めるための講座 ②様々な分野で活躍する女性の育成 ③地域のリーダーとして活躍できる人材の育成(2回) ④企業等で活躍が期待される女性の能力開発、意識改革の機会の提供及び企業間ネットワーク構築の支援を目的とした講座 ⑤男女共同参画の意義についての理解促進、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消や意識を変えるための講座 ⑥不妊に関連した悩みや疑問をテーマにした助産師による講演(5回) ⑦性暴力とは何か、その影響と必要とされる支援について考える講座 ⑧産後ケアやおうち性教育、ライフステージに合わせたマネープランについて考える講座の開催(3回) ⑨地域活動団体、学校等において、男女共同参画、DV等についての理解を深めるための講座の実施 ⑩若年層を取り巻く暴力等の問題やその対応方法等について高等学校を対象とした出張セミナー ⑪これから社会に出る大学生などを対象として、ワーク・ライフ・バランスや女性の就業継続、男性の家庭参画についての重要性を学ぶ講座 ⑫人生100年時代を見据えて考えておかねばならないテーマや課題を知ることで、自分自身に向き合い、暮らし方を見直すきっかけにする講座(2 ⑬生きがいや潤いのある生活の実現と男女共同参画社会づくりに向けた県民の自主的な活動を支援する講座(2回)	①100名 ②30名 ③各回30名 ④30名 ⑤200名 ⑥各回10名 ⑦100名 ⑧各回30名 ⑪開催先の大学により異なる ⑫各回30名 ⑬各回20名	①6月 ②7月から10月 ③7月、11月 ④7月～12月 ⑤11月 ⑥5月～2月 ⑦11月 ⑧7月～9月 ⑨随時 ⑩随時 ⑪6月～11月 ⑫12月、1月 ⑬11月、12月
4. 相談事業 ・ ①とちぎ男女共同参画センターにおける各種相談 ・	①とちぎ男女共同参画センターにおいて、各種相談を実施		①随時
5. 情報収集・提供 ・ ①男女共同参画に関する情報提供 ・	①県ホームページ、女性活躍応援サイト「とちぎウーマナビ」による情報提供		①随時
6. 苦情処理 ・ ①男女共同参画に関する苦情処理	①課内に窓口を設置し、必要に応じて男女共同参画審議会苦情処理等調査部会で審議		①随時
7. 交流促進 ・			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ ①とちぎ女性活躍応援団事業 ・ ②DV被害者等一時保護委託等 ・ ③DV被害者等自立生活支援事業 ・ ④理工系分野における女性活躍促進事業 ・ ⑤とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)運営 ・	①とちぎ女性活躍応援団の運営(趣旨に賛同する企業や団体を会員として募集・登録、フォーラムの実施、特設サイトの運営) ②DV被害者の一時保護をNPO法人に委託 ③DV被害者の自立に向けた支援や人材育成をNPO法人に委託 ④理工系分野への進路選択の促進及びキャリア形成支援のため、交流会及び講演会の開催、女子中高生等を対象とした企業訪問「見学会」の実施、実験教室の開催、県内の女子中学生を対象とした動画の作成等を実施 ⑤性犯罪・性暴力被害者の心身の負担を軽減し、健康回復を図るとともに、被害の潜在化防止のため、サポートセンターの運営を委託		①随時 ②随時 ③随時 ④7月、8月 ⑤随時
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他 ・ ①バリティ防災フォーラム ・ ②男女共同参画の視点からの被害者支援事業 ・	①様々なハンディを抱える人が暮らす地域防災について、男女共同参画の視点に立った避難所運営を通じて、だれもが安心できる避難所づくりを共有す ②「男女共同参画の視点からの災害対応連絡会議」の開催、災害発生時における男女共同参画の視点からの避難所点検の実施等による市町支援	①30名	①8月 ②連絡会議7月

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名		栃木県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無		1. 明記した規定がある。		1
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
		4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間 【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。		2
		2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。		
		3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。		
		4. 期間の定めはない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無		1. 産前産後期間を明記した規定がある。		1
		2. 産前産後期間を明記した規定はない。		
規 定 名		栃木県議会会議規則□		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		(欠席の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。□		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無		1. あり		2
		2. なし		
		3. その他()		
規 定 名				
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容				
議会の欠席事由として、明記した規定の有無				
		1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)		
配偶者の出産		4		
育児		1		
家族の看護		4		
家族の介護		1		
疾病		1		
その他		1 やむを得ない事由		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		4
		2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
		3. 設置または提供する予定である。		
		4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況		1. 専用の場所が設置されている。(常設)		2
		2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
		3. 設置または提供する予定である。		
		4. なし		
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)		1. 行っている。		1
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
行っている取組 ※実施しているもの:○		1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。		○
		2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。		
		3. その他 ()		
規 則 名				
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容				
ハラスメント防止に関する議員向け研修		1. 行っている。		3
		2. 行っていないが、今後、行う予定である。		
		3. 行っておらず、今後、行う予定もない。		
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定		1. 研修において利用している。		
		2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。		
		3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)		1. 行っている。		3
		2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。		
		3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。		
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況		1. 明記した規定があり、認めている。		1
		2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
		3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
		4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
規 則 名		議員の氏名表記(通称使用)について□		
条文本文				
1 通称(ひらがな表記等)使用の範囲 (1) 通称は以下の表記のみ限定的に認める。 ア 公職選挙法施行令第88条第8項で認められた立候補届出に使用した通称名 イ 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏名□				
政治分野の男女共同参画のために実施していること				

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)〔 〕	
計画、指針名		栃木県地域防災計画 水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編 第3章 第6節 第4の2の(7) P.94
該当部分の規定		女性専用相談窓口の開設・運営に当たっては、とちぎ男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

調査時点コード：

1

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期：	2004年12月9日	～	2024年12月8日
副知事	2 人 (女性 0 人、 男性 2 人)					

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置		審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考	
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	57	9	15.8		
		都道府県防災会議(委員のみ)	56	9	16.1		
		内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	16	1	6.3	
			2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
			3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
			4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
			5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	0	0.0	
			6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
			7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	23	3	13.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	5	100.0			
	2	国土利用計画地方審議会	16	9	56.3		
	3	土地利用審査会	7	3	42.9		
	4	都道府県交通安全対策会議	21	2	9.5		
	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 自然環境保全審議会） ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（旧 環境審議会）	21	4	19.0		
	7	精神医療審査会	20	7	35.0		
	8	都道府県生活衛生適正化審議会					
	9	都道府県医療審議会	20	4	20.0		
	10	准看護師試験委員会	7	5	71.4		
	11	麻薬中毒審査会					
	12	地方社会福祉審議会	14	5	35.7		
	13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	15	6	40.0		
	14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	6	54.5		
	15	国民健康保険審査会	9	5	55.6		
	16	都道府県農業共済保険審査会					
	17	都道府県森林審議会	14	4	28.6		
	18	都道府県建設工事紛争審査会	14	7	50.0		
	19	建築審査会	7	3	42.9		
	20	都道府県建築士審査会	7	3	42.9		
	21	都道府県都市計画審議会	20	3	15.0		
	22	開発審査会	7	3	42.9		
	23	私立学校審議会	14	5	35.7		
	24	石油コンビナート等防災本部					
	25	公害健康被害認定審査会					
	26	窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会（旧 総量削減計画策定協議会）					
	27	都道府県児童福祉審議会	20	9	45.0		
	28	地方港湾審議会					
	29	土地区画整理審議会					
	30	教科用図書選定審議会	16	10	62.5		
	31	介護保険審査会	15	7	46.7		
	32	都道府県固定資産評価審議会	11	6	54.5		
	33	感染症の診査に関する協議会	30	8	26.7		
	34	警察署協議会	168	73	43.5		
	35	土地収用事業認定審議会	5	2	40.0		
	36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会					
	37	都道府県国民保護協議会	52	5	9.6		
	38	地方独立行政法人評価委員会	8	3	37.5		
	39	市街地再開発審査会					
	40	都道府県職員委員会					
	41	自然再生協議会					
	42	審議会その他の合議制の機関（※公益認定等）	5	2	40.0		
	43	後期高齢者医療審査会	9	3	33.3		
	44	留置施設視察委員会	4	1	25.0		
	45	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	20	2	10.0		
	46	指定難病審査会	9	1	11.1		
	47	小児慢性特定疾病審査会	7	1	14.3		
	48	行政不服審査会	12	6	50.0		
	49	地域医療対策協議会	20	2	10.0		
	50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
	51						
		合 計	712	234	32.9		
		女性委員0の審議会数	0				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	0	0		
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
合 計		51	16	31.4	
女性委員0の委員会数		1			